

指名停止の状況

業者名 (本店所在地)	指名停止の期間	要領適用条項	指名停止の理由
①前田道路株式会社 中部支店 (東京都)	令和元年9月26日から 令和元年10月25日まで (1か月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2条第1項</li> <li>・第4条第2項第2号</li> <li>・第4条第3項</li> <li>・別表第2第4号</li> </ul>	<p>当該業者は、共同して、アスファルト合材の販売価格の引上げを行っていく旨を合意することにより、アスファルト合材の販売分野における競争を実質的に制限していた。</p> <p>この行為について、公正取引委員会は令和元年7月30日、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反するとして、同法に基づく排除措置命令(⑤⑨を除く7者)及び課徴金納付命令(⑨を除く8者)を行った。</p> <p>したがって、契約の相手方として不適當であると判断し、公社の入札参加資格を有する当該業者に対して指名停止を行う。</p>
②大成ロテック株式会社 中部支社 (東京都)	令和元年9月26日から 令和2年1月25日まで (4か月)		
③鹿島道路株式会社 中部支店 (東京都)	令和元年9月26日から 令和元年11月25日まで (2か月)		
④大林道路株式会社 中部支店 (東京都)	令和元年9月26日から 令和元年11月25日まで (2か月)		
⑤日本道路株式会社 中部支店 (東京都)	令和元年9月26日から 令和元年10月25日まで (1か月)		
⑥世紀東急工業株式会社 名古屋支店 (東京都)	令和元年9月26日から 令和元年10月25日まで (1か月)		
⑦株式会社ガイアート 中部支店 (東京都)	令和元年9月26日から 令和元年11月25日まで (2か月)		
⑧東亜道路工業株式会社 中京支店 (東京都)	令和元年9月26日から 令和元年10月25日まで (1か月)		
⑨株式会社 NIPPO 愛知統括事業所 (東京都)	令和元年9月26日から 令和元年10月25日まで (1か月)		